

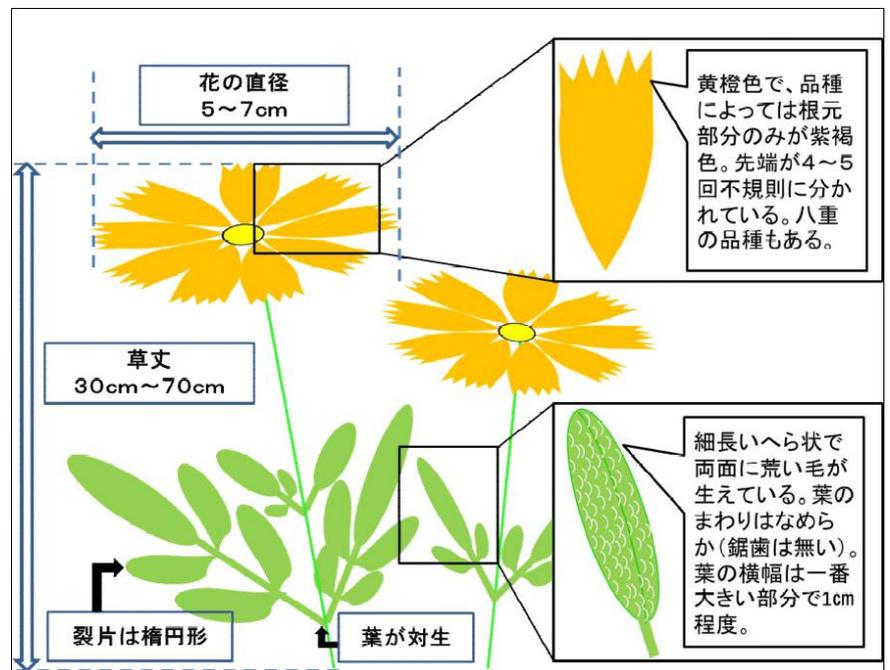
# 特定外来生物の駆除にご協力を！

5～7月頃にかけて、直径5～7cmの鮮やかな黄色の花をつけるオオキンケイギクを町内の道端などで見かけます。このオオキンケイギクは、日本の生態系に悪影響を及ぼす恐れがある植物として、平成18年に環境省が「特定外来生物」に指定し、栽培、運搬、販売、野外に放つことなどが禁止されています。

きれいな花だからといって、持ち帰ったり、園芸用として庭などで栽培しないよう注意してください。

庭などで生育しているのを見つけたら飛散に注意しながら抜き取りましょう。

## 特定外来生物「オオキンケイギク」



### 駆除するときの注意

- できるだけ根から掘り起こして駆除し、その場でごみ袋に入れて、枯死するまで数日放置し、枯死したら可燃ごみとして出してください。なお、外来生物法(正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」)により、駆除した草の生きたままの運搬は禁止されています。
  - 種子をつける前に、根ごと抜き取ることが効果的で、地上部分を刈り取っただけでは、翌年また同じ場所に生えてきます。
  - オオキンケイギクは多年草のため、種子もある程度地中で生きたまま残る植物です。そのため、前年オオキンケイギクがあった場所には、翌年も発生する可能性が高いと考えられます。
  - 自宅で焼却したり、埋めたりすることはしないでください。
- ◎「オオキンケイギクの生育を確認した際の駆除方法」は裏面をご覧ください。

### 回収用袋の配布

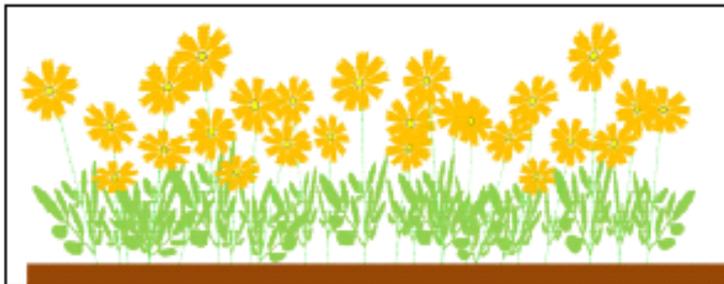
- 庭などの私有地に生育しているものを駆除していただく際は、町で回収用袋をご用意しておりますので、必要の方は環境課窓口までお越しください。

### 問合せ先

栄町環境課保全班 TEL33-7710

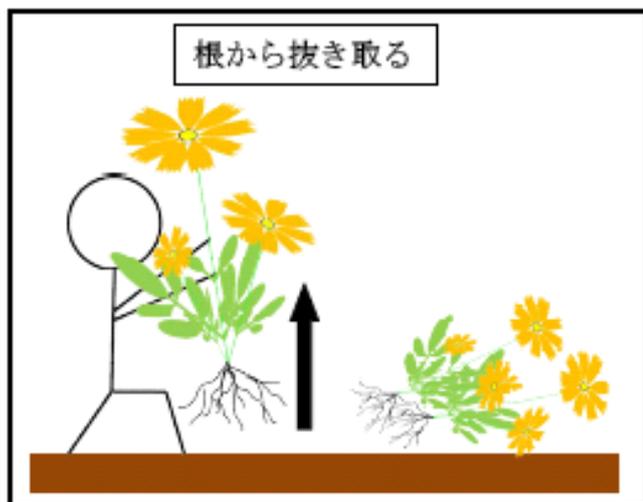
# オオキンケイギクの生育を確認した際の駆除方法

① オオキンケイギク  
を確認



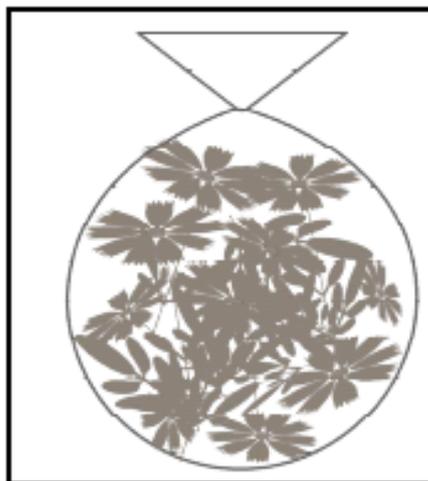
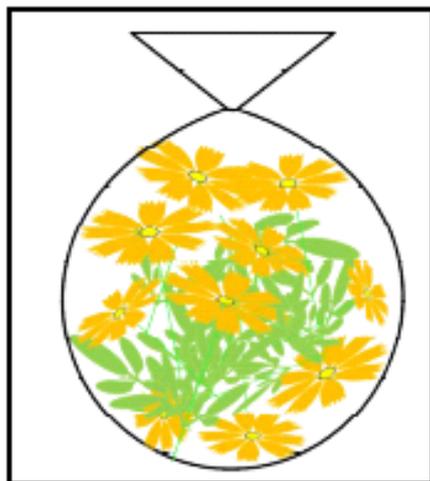
② 駆除の実施

駆除方法の例



※翌年また同じ場所に生えてきますので、  
できるだけ根から抜き取ってください。

③ 駆除したものの処分



可燃ごみとして  
集積所へ出して  
ください。  
※大量にある場合  
は、数回に分けて  
出してください。

飛び散らないよう回収用袋に入れ、枯死させたのちに処分する。